

NPO法人設立の方法①

-NPO法人の基礎知識③-



1. NPO法人を設立するまでの流れ（全スケジュール）

No.	NPO設立の基本的な流れ
設立の準備から申請まで…	
1	申請書類（案）の作成
2	事前相談に行く
3	設立総会の開催
4	申請書類の作成
5	申請書類の提出
申請書の受理から認証・不認証まで…	
6	縦覧期間
7	審査期間
8	設立認証の決定
認証決定通知から登記完了届まで	
9	設立認証決定の通知
10	設立登記
11	NPO法人の設立
12	登記完了届の提出
13	諸手続きを行う

2. 設立の準備から申請までの手順

1	申請書類（案）の作成	設立が決まったら申請書類の案を作成する
2	事前相談に行く	都道府県庁の窓口で書類をチェックして貰う
3	設立総会の開催	設立総会を開催し、設立の意思決定を行う
4	申請書類の作成	申請書類の最終調整を行う→押印が必要な書類に印を貰う
5	申請書類の提出	都道府県庁のNPO法人業務担当している部署に申請書類を提出する

①事前相談を繰返して書類を作り上げる：

- 都道府県担当者：申請に際してのアドバイス・書類不備を指摘
- 申請を繰返して申請書類を完成させていく（当該繰返しが非常に重要）



②設立総会は実際に開催が必要か？

- 設立総会は開催しなければならない（但し、実態は書面上だけで開催したことにして申請するケースも多い）
- しかし、実際に設立総会を開催したNPO法人は→設立後も活発で継続的な運営がされる傾向にある
- 意見の相違を一つの方向性に纏めるためにも、レストランや安い公共施設で構わないので集まることが重要

3. 申請書の受理から認証・不認証までの流れ

6	縦覧期間	一般市民にチェックして貰う期間のことを意味する（約1ヶ月）
7	審査期間	都道府県庁で認証の可否を審査する期間（2ヶ月以内）
8	設立認証の決定	審査が通れば「認証」通知 審査が通らなければ「不認証」通知

①受理されたら「縦覧期間」へ：

- 申請書類が受理→各都道府県が公告（東京都では公報に掲載）
- 縦覧期間→一般市民からチェックを受ける期間（都道府県窓口・インターネット上）
- 縦覧期間の情報→審査の判断材料となる
- 縦覧期間：1ヶ月→但し、国家戦略特区で認定を受けた地域はより2週間（仙台市・福岡県・兵庫県等）



②都道府県庁による「審査期間」：

- 受理日から3ヶ月以内→縦覧期間後2ヶ月以内に審査開始が原則（但し、都道府県庁により異なる）

③「不認証」になったら

- 不認証の通知→「再申請」or「行政不服審査法に基づく異議申立」
- 但し、異議申立は「時間がかかる」「結果は覆すことは難しい」→再申請準備を進めるのが好ましい

4. 認証決定通知から登記完了届までの手順

9	設立認証決定の通知	
10	設立登記	2週間以内に法務局でNPO法人の設立登記を申請
11	NPO法人の設立	登記申請日が設立日となる
12	登記完了届の提出	都道府県庁に、法務局で登記が完了したことを届け出る
13	諸手続きを行う	都税事務所・県税事務所・市町村に設立に関する届け出を行う

①無事認証されたら登記を実施する：

- 無事認証となったら「認証書」を貰う
- 認証書が到達してから2週間以内に法人設立登記を行う
- 登記が完了して初めて「NPO法人設立」となる



②登記完了届の提出：

- 登記が完了→「登記事項証明書」（法務局）を取得→都道府県庁に「設立登記完了届出書」を提出
- 登記事項証明書の提出→NPO法人になったことを都道府県庁に報告する意味がある
- 他、法人として税務関係等、事業所開設に関する諸手続きを実施する